

尼崎市立 の指定管理者選定に係る審査基準表（例示）

（資料6）

審査基準表に基づき提案内容の審査を行い、評価点を算出する

【団体名称】

区分	選定基準 (条例規定項目)	配点	審査項目	配点 (内訳)	審査の視点	評価		
						5段階評価	評価点	合計点
1	市民の平等な利用が確保されるものであるか。 (設置管理条例第 条第 項)	10点	平等利用の確保	10点	・施設の設置目的を理解のうえ、市民の平等利用が確保される提案内容となっているか。	5 4 3 2 1	点	点
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであるか。 (設置管理条例第 条第 項)	30点	事業内容	20点	・現行のサービス水準は維持できるものとなっているか。 ・事業の提案内容は施設の設置目的に合致し、積極的に展開がなされる内容となっているか。	5 4 3 2 1	点	点
			サービスの向上	10点	・市民サービスの向上が図られる提案内容となっているか。 ・利用者ニーズを把握する体制がとられているか。	5 4 3 2 1	点	
3	施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであるか。 (設置管理条例第 条第 項)	30点	管理運営経費	20点	・提案額に基づく評価点とする。(最も低い金額を提案した団体との比較で評価する。)	/	点	点
				10点	・提案額をどのように担保しているか。 ・提案内容(増収分の市への還元など)は市にとって効果的なものとなっているか。			
4	施設の管理を安定して行う能力を有しているものであるか。 (設置管理条例第 条第 項)	30点	財政的基盤	10点	・健全な財務状況であるか。	5 4 3 2 1	点	点
			人的能力	10点	・管理に適した従事体制がとられているか。 ・従事員の指導育成、研修体制がとられているか。	5 4 3 2 1	点	
			施設管理	10点	・事故防止など安全管理体制は十分にとられているか。 ・災害等緊急時の体制は十分にとられているか。 ・類似した施設の管理運営実績があるか。	5 4 3 2 1	点	
配点合計		100点				評価点		A点

(評価及び評価点)

5段階評価	評価点
5 優れている	各審査項目の配点×1.0
4 やや優れている	各審査項目の配点×0.8
3 普通	各審査項目の配点×0.6
2 やや劣っている	各審査項目の配点×0.4
1 劣っている	各審査項目の配点×0.2

【評価・加点手順の概要】

- 審査基準表に基づき提案内容の審査を行い、評価点(A点)を算出する。
- 最低基準点を満たした団体については、以下の観点で加点(B点)を算出する。
 - ・市内団体であれば加点を行う。
 - ・準市内団体であれば加点を行う。
 - ・事業実施に際し市内在住者の雇用を行う提案があれば加点を行う。 【次ページ参照】
- 上記1(評価点A点)+上記2(加点B点)を最終評価点とする。

最低基準点を満たした団体については加点を行う。

評価点	A点
-----	----

区分	選定基準 (条例規定項目)	加 点 (配点)	審査項目	加点 (内訳)	審査の視点	評 価 (加点)	
						評価加点	合計加点
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであるか。 (設置管理条例第 条第 項)	A点 × 15%	市内貢献	A点 × 10%	・尼崎市内に本社や本店等の主たる事務所を有しているか(市内団体であるか)。(ア)	点	点
				A点 × 5%	・市内団体ではないが、尼崎市内に支店や営業所等を有し、現に人員を配置し、事業活動を行っているか(準市内団体であるか)。(イ)	点	
				A点 × 5%	・事業実施に際し、市内在住者の雇用に配慮しているか。(ウ)	点	
						加点	B点

【加点手順の概要】

1 最低基準点を満たした団体についてのみ加点を行う。

(ア)市内団体(グループの場合は構成員のうちのいずれかが市内団体。以下同様。)であれば、原則、評価点(A点)の10%の加点を行う。

(小数点以下は端数をそのまま持たせる。以下同様。)

(イ)準市内団体であれば、原則、評価点(A点)の5%の加点を行う。

(アとイの加点はどちらか一方となる。仮にグループの場合で構成員のいずれかにア及びイの団体が存在する場合はアの加点のみとする。)

(ウ)市内団体、準市内団体、市外団体に関わらず、事業実施に際し市内在住者の雇用を行う提案があれば、原則、評価点(A点)の5%の加点を行う。

2 評価点(A点)に加点(B点)を加えた点数を最終評価点とする。

(最低基準点満たしていない団体については、 のA点が最終評価点となる。)

+ **最終評価点 A + B点**